

生活にお困りの方へ

生活保護とは

病気をしたり、収入が少なくて生活に困っている世帯に対して、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する制度です。

暴力団員は、暴力団を離脱しない限り生活保護を受けることはできません。
(ただし、急迫の場合を除く)

生活保護はどんな時に

あらゆる手をつくしても自分の力では、国が定めた最低限度の生活を維持することができない次の(1)から(4)のような時です。

- (1) 働ける人は能力に応じて働く。
- (2) 資産(例えば、土地、家、自動車、現金、預貯金、生命保険、仕送りなど)を利用できるものはすべて活用する。
- (3) 他の制度によって支給される年金、手当など利用できるものは活用する。
- (4) 親子、兄弟などからの支援、仕送り等が受けられる場合は援助してもらう。

※ 暴力団員及びその構成員は、条件によっては保護を受けられません。

保護は世帯単位で

生活保護は世帯を単位として実施します。世帯とは、同一の住居に居住し、生計を同じにしている人を、原則として同一世帯として認定します。生活の困っている程度は、家族全員について、どの程度の保護を要するかを世帯単位に判定し、実施します。

保護の申請はだれが

生活保護は本人(要保護者)、その扶養義務者又はその他の同居人の親族が、福祉事務所(生活福祉課)に申請できます。

ただし、単身で急病による入院などで、本人が申請できない時は、病院や民生委員等からの連絡により実態調査をし、生活保護を開始する場合があります。

※ 民生委員は、福祉関係全般について、地域の人たちの相談に応じています。

申請後の調査

生活保護の申請後は、福祉事務所(生活福祉課)の地区担当員(ケースワーカー)が、申請者(要保護者)宅を訪問し必要な調査をします。

福祉事務所は、この調査をもとに生活保護を適用すべきかどうかの決定を行うこととなりますので、調査には協力してください。

ケースワーカーには、秘密を守る義務がありますので、調査によって知り得た個人情報などを他人等に話すことはありません。

保護の決め方

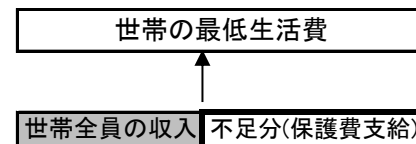
国が定める保護基準によって世帯全員の最低生活費を計算し、この額とその世帯全員の収入(就労収入、各種年金、各種手当、仕送り等)とを比べて、保護を要するかどうかの判定をします。

収入が最低生活費より少ない場合、その不足分について保護費を支給します。

最低生活費と収入の対比

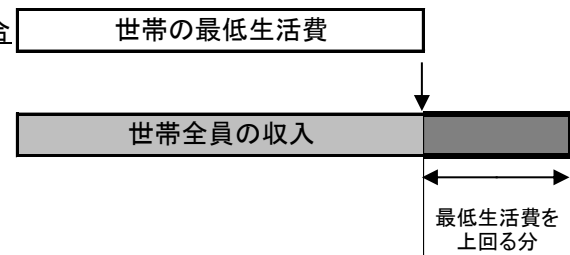
◎ 保護が受けられる場合

収入が最低生活費を下回るため、その不足分が保護費として支給されます。



× 保護が受けられない場合

収入が最低生活費を上回るため、保護は受けられません。



被保護者の権利と義務

生活保護は最低生活の維持のための給付であり、またその費用はすべて国民の税金によってまかなわれていますから、生活保護受給者には不利益変更の禁止、公課禁止等の権利が与えられている一方、譲渡禁止、生活上の義務、届出の義務等を課しています。

保護の種類

保護には次の8種類があり、保護を必要とする世帯の生活状態や程度に応じた援助が行われます。

- (1) 生活扶助 衣、食、光熱水費、その他日常生活に必要な費用
- (2) 住宅扶助 家賃、地代、敷金、住宅補修費等住居のための費用
- (3) 教育扶助 学用品費、給食費、通学費等義務教育を受けるのに必要な費用
- (4) 介護扶助 介護サービスを受けるのに必要な費用
- (5) 医療扶助 病気やけがによる診療、薬、めがね、移送、施術等にかかる費用
- (6) 出産扶助 出産のための費用(ただし、入院助産制度が優先する)
- (7) 生業扶助 自立のために仕事を始めたり、技術を身につけるための費用
高校等就学費用
- (8) 葬祭扶助 葬祭に必要な費用

※ その他、一時的または継続的に多額な経費を必要とする場合おむつ代、入学準備金、転居費用等の一時扶助があります。

その他の援助

- 各種の免除事項等があります。(一部を掲載)
 - ・ 固定資産税、住民税の免除
 - ・ 国民年金保険料の免除
 - ・ 放送受信料の免除
 - ・ 都営交通無料乗車券の交付

扶養義務の取扱い

調査対象は、原則として3親等内の親族

次のような場合は扶養能力調査を省略することがあります。

- ・ 保護を受けようとする方が家庭内暴力等によって避難しているとき
- ・ 調査対象者が長期入院、働いていない、未成年者、70歳以上などのとき
- ・ 扶養義務者と著しい関係不良の場合(10年程度音信不通、借金を重ねている、相続をめぐり対立している、縁が切られているなど)

問い合わせ先

荒川区福祉事務所 生活福祉課 保護相談係

代表電話 3802-3111 (内線) 2631・2632

【生活に関するご相談】

生活に関する困りごとについて、専門の相談員がお話を伺います。
電話等で予約のうえ、お越しください。

(相談例)

○ 離職等により仕事先を探している。

☞ ハローワークと連携するなど、就労支援を行います。

○ 収入が減少し、このままでは家賃が払えない。

☞ 住居確保給付金(家賃の支援)の制度についてご説明します。

問い合わせ先

生活福祉課 自立支援係(仕事・生活サポートデスク)

代表電話 3802-3111 (内線) 2613、2633
2634、2636